

○地域交通安全活動推進委員制度運営要綱の制定について

令和 7 年12月15日

道本交企第4669号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

これまで北海道警察における地域交通安全活動推進委員制度及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関しては、「地域交通安全活動推進委員制度運営要綱の制定について」（令 6 . 2 . 7 道本交企第4669号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、令和 7 年12月15日から警察共通基盤を利用した警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴い、所要の見直しを行ったので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は同日付けで廃止する。

別添

地域交通安全活動推進委員制度運営要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「国家公安委員会規則」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年北海道公安委員会規則第7号。以下「道公安委員会規則」という。）に定める地域交通安全活動推進委員制度及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「推進委員協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 地域交通安全活動推進委員及び推進委員協議会運営上の留意事項

警察本部長、方面本部長及び警察署長は、地域交通安全活動推進委員制度及び推進委員協議会を運営するに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 地域住民及び関係機関・団体の意見、要望等をその運営に反映させるよう努めること。

イ 地域住民及び関係機関・団体の理解と協力が得られるような効果的な広報活動を推進すること。

ウ 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の行う活動は、ボランティアとしての特性が十分発揮されるよう推進委員及び推進委員協議会の自主的活動の促進を図ること。

第2 地域交通安全活動推進委員

1 推薦手続

(1) 推薦の要件

警察署長は、次に掲げる要件を満たしている者の中から推進委員としての適任者を選考の上、北海道公安委員会に（札幌方面以外の方面の警察署長にあつては、当該方面の公安委員会に）地域交通安全活動推進委員推薦書（別記第1号様式）により推薦するものとする。

（ア） 法第108条の29第1項各号に掲げる要件を満たしている者

（イ） 管轄区域内に居住し、又は勤務先がある者

（ウ） 管内の実情に精通している者

(2) 地域代表者等の意見聴取

警察署長は、推進委員を推薦するに当たっては、あらかじめ、町内会、自治会その他地域の機関・団体の代表者等の意見を聞くなど地域住民の意思を反映させるよう努めるものとする。

2 委嘱手続

(1) 委嘱状等の交付

北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う推進委員の委嘱は、道公安委員会規則第3条の規定により、委嘱状（別記第2号様式）を交付して行うものとする。

この場合において、推進委員には、身分証明書として地域交通安全活動推進委員証（国家公安委員会規則別記様式第1号。以下「推進委員証」という。）及び活動に用いる標章（国家公安委員会規則別記様式第2号）をそれぞれ交付するものとする。

(2) 地域交通安全活動推進委員証等交付簿の備付け等

ア 警察本部交通企画課長及び方面本部の交通課長（以下「主管課長」という。）は地域交通安全活動推進委員証等交付簿（別記第3号様式）を備え付けて、推進委員証及び標章の交付並びに返納の状況を明らかにするものとする。

イ 推進委員に交付する推進委員証の番号は、地域交通安全活動推進委員証等交付簿に記載された当該推進委員の交付番号と同一の番号とする。

3 推進委員の氏名等の周知

主管課長は、公安委員会が推進委員を委嘱したときは、公安委員会の告示によるほか、警察その他の行政機関の発行する機関誌（紙）、ホームページ等に掲載するなどの方法により、推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を関係地域の住民に周知するものとする。

なお、連絡先については、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署とする。

4 地域交通安全活動推進委員名簿の備付け

(1) 警察署長は、当該管轄区域に係る地域交通安全活動推進委員名簿（別記様式第4号様式。以下「推進委員名簿」という。）を作成しこれを備え付けるとともに、その写しを警察本部交通企画課長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部の交通課長を経由して警察本部交通企画課長に）送付すること。

(2) 方面本部の交通課長は、当該方面管内全警察署の推進委員名簿を備え付けておくこと。

(3) 警察本部交通企画課長は、全ての警察署の推進委員名簿を備え付けておくこと。

(4) 警察署長は、推進委員名簿の記載事項に変更が生じたときは、その都度整備するとともに、警察本部交通企画課長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部の交通課長を経由して警察本部交通企画課長に）報告すること。

5 委嘱期間

推進委員の委嘱期間については、委嘱した日から2年間とする。

ただし、推進委員の解嘱、辞職又は死亡に伴う後任の推進委員については、前任の推進委員の残任期間とする。

6 委嘱者数及び活動区域

(1) 推進委員協議会が組織される区域の推進委員の委嘱者数は、別に定める。

(2) 推進委員の活動区域は、推進委員協議会が組織される区域とする。

7 解嘱手続等

(1) 解嘱の上申

警察署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認められるときは、北海道公安委員会に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面の公安委員会に）対して地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（別記第5号様式）により、解嘱を上申するものとする。

(2) 弁明の機会の付与等

- ア 道公安委員会規則第5条に規定する弁明の機会の付与は、推進委員の所在が不明の場合を除き、当該推進委員に対し、解嘱の理由及び弁明を聴くための期日及び場所を記載した弁明通知書（別記第6号様式）により、通知するものとする。
- イ 弁明通知書を受領した推進委員は、口頭による弁明に代えて当該弁明の期日までに弁明を記載した書面を提出して、弁明することができるものとする。
- ウ 公安委員会が口頭により弁明を聴取するときは、主管課長又は主管課長が指定する警察職員が弁明録取書（別記第7号様式）を作成するものとする。
- エ 推進委員の所在が不明の場合及び正当な理由がなく期日まで弁明を行わない場合は、当該推進委員を、弁明を聴かないで解嘱することができるものとする。

(3) 解嘱通知

公安委員会が推進委員を解嘱するときは、推進委員の所在が不明の場合を除き解嘱通知書（別記第8号様式）を交付して行うものとする。

この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟等の提起に関する事項の教示を記した書面（札幌方面の推進委員には別添1の書面、札幌方面以外の方面の推進委員には別添2の書面）を交付するものとする。

8 辞職の承認等

- (1) 警察署長は、推進委員から任期途中で辞職の申し出があった場合は、地域交通安全活動推進委員辞職承認上申書（別記第9号様式）により、公安委員会に上申するものとする。
- (2) 公安委員会が辞職を承認したときは、警察署長を経由して、当該推進委員に対して辞職承認通知書（別記第10号様式）を交付するものとする。
- (3) 警察署長は、推進委員の死亡を認知したときは、速やかに警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長を経由して警察本部長に）報告するものとする。

9 推進委員証等の返納

警察署長は、推進委員が任期満了、解嘱若しくは辞職によりその身分を失ったとき、又は死亡したときは、当該推進委員の推進委員証及び標章を返納させるものとする。
ただし、引き続き再任された推進委員については、この限りではない。

10 推進委員の補完

警察署長は、推進委員の任期途中における解嘱、辞職又は死亡により、定数に欠員が生じた場合は、速やかに推進委員の補完手続を行うものとする。

11 方面本部長の報告

方面本部長は、当該方面の公安委員会が推進委員を委嘱したときは地域交通安全活動推進委員委嘱報告書（別記第11号様式）を、推進委員を解嘱し、又は辞職を承認したときは地域交通安全活動推進委員解嘱・辞職承認報告書（別記第12号様式）をそれぞれ作成の上、その都度、速やかに警察本部長に報告するものとする。

12 活動内容

推進委員は、法第108条の29第2項及び国家公安委員会規則第4条の規定により、主として次に掲げる活動を行うものとする。

ア 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育

(ア) 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、歩行中及び自転車利用中の事故を防止するため、これらの場所を安全に通行する方法を理解させる交通安全教育を実施すること。

(イ) 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し子供と一緒に道路を通行する際に、注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を実施すること。

(ウ) 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育に講師として参加し、地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導すること。

(エ) 自転車利用者のマナーの向上及び交通事故防止を図るための交通安全教育を実施すること。

イ 高齢者、障害者その他その通行に支障がある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

(ア) 高齢者や障害者が、歩行者として又は自転車や電動車いす等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲る等の配慮について啓発活動を行うこと。

(イ) 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮についての啓発活動を行うこと。

(ウ) 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上について啓発活動を行うこと。

ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用方法について住民の理解を深めるための運動の推進

(ア) 違法駐車追放キャンペーンを行うなど駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る活動を行うこと。

(イ) 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。

(ウ) 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐りに資するための情報を提供する活動を行うこと。

エ 特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の適正な通行方法について住民の理解を深めるための運動の推進

(ア) 自転車等の通行ルール及び安全な通行等に関するチラシを配布するなどにより、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る活動を行うこと。

(イ) 自転車等の利用者に対するルール遵守の徹底を図るため、街頭における指導啓発活動を実施すること。

オ 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（前記イ、ウ及びエの事項に掲げるものを除く。）

- (ア) 交通事故防止、飲酒運転根絶や暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動を行うこと。
- (イ) 道路横断中の死亡事故が夜間に多発していることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材の活用について理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。
- (ウ) 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する活動を行うこと。

カ 地域において活動する団体又は個人に対し地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動

- (ア) 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げることなどを働き掛けること。
- (イ) 各種行事主催者に対し臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛けること。
- (ウ) 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭に駐車場案内板を設けることなど、企業、商店等に対して自主的な交通安全対策を講ずるよう働きかけること。

キ 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動

- (ア) 地域における交通規制、信号機の設置等に関して住民の相談に応じること。
- (イ) 迷惑駐車等の問題に対して電話、応接等を通じて相談に応じること。

ク 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動

- (ア) 地域の交通安全運動等に協力すること。
- (イ) 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力すること。

ケ 前記各事項に掲げる活動を行うため、必要な範囲において、地域における交通の状況について実地で調査する活動

- (ア) 相談者に適切な助言をするため、必要な調査をすること。
- (イ) 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動をするため、地域の交通上の問題点について調査すること。

13 活動記録

警察署長は、推進委員が地域において活動したときは、地域交通安全活動推進委員活動記録簿（別記第13号様式）によって、その活動内容を明らかにしておかなければならない。

14 推進委員に対する講習

(1) 講習の実施基準

ア 国家公安委員会規則第8条第1項に規定する講習（以下「委嘱時講習」という。）は、同条第2項の規定により、一般社団法人又は一般財団法人若しくはその他の者（以下「一般法人等」という。）に委託する場合を除き、警察署長が次の事項について行うものとする。

- (ア) 道路交通の現状に関する知識
- (イ) 道路交通関係法令の基礎的な知識
- (ウ) 推進委員としての心構え
- (エ) 活動要領
- (オ) 交通安全教育の実施要領

イ 委嘱時講習は、委嘱した時からおおむね3か月以内に行うものとするが、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

ウ 委嘱時講習は、講習用に作成された教本や視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

エ 警察署長は、委嘱時講習のほか、推進委員に対して随時必要な講習を行うものとする。

(2) 実施結果の記録及び報告

警察署長は、前事項の講習を実施したときは、その実施結果を地域交通安全活動推進委員講習実施簿（別記第14号様式）に記録するとともに、速やかに地域交通安全活動推進委員講習実施結果報告書（別記第15号様式）により警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長に）報告するものとする。

15 推進委員に対する指導

警察署長は、推進委員の活動が、管内の道路交通の状況及び交通事故発生実態に即して効果的に行われるよう、随時必要な指導を行うものとする。

第3 地域交通安全活動推進委員協議会

1 推進委員協議会の組織

推進委員協議会は、警察署の管轄区域ごとに組織するものとする。

2 推進委員協議会の構成

推進委員協議会に次の役員を置くものとする。

ア 会長

会長は、推進委員の互選により選出し、原則として四半期ごとに推進委員協議会を開催するものとする。

イ 幹事

幹事は、各推進委員協議会に所属する推進委員の定数の3分の1を超えない数を定数の上限として推進委員の互選により選出し、会長を補佐するものとする。

3 役員の任期

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、推進委員の身分を失ったときは、この限りでない。

4 業務内容

推進委員協議会は、推進委員が地域における交通安全活動について能率的にその任務を遂行できるよう、法第108条の30第2項及び国家公安委員会規則第12条に掲げるほか、次の業務を推進するものとする。

ア 推進委員の年間、月間の活動方針を定めること。

イ 活動目標を定めること。

ウ 推進委員相互の連絡を図ること。

エ 推進委員の活動内容の調整を図ること。

オ 推進委員が担当する事項を定めること。

5 推進委員協議会の事務及び開催結果の記録

(1) 事務の処理

推進委員協議会に関する事務は、警察署の同事務を主管する課に（課制が設けられていない警察署にあっては、同事務を主管する係に）において処理するものとする。

(2) 推進委員協議会開催結果の記録

警察署長は、推進委員協議会が開催されたときは、その結果を地域交通安全活動推進委員協議会会議結果（別記第16号様式）により明らかにしておくものとする。

6 意見申出の処理

(1) 警察署長は、法第108条の30第3項の規定により、推進委員協議会から意見の申出を受理する場合は、地域交通安全活動推進委員協議会意見書（別記第17号様式）により行わせるものとする。

(2) 警察署長は、前事項による意見の申出を受理した場合は、その内容を速やかに検討し、警察署長に対する意見の申出については、その結果を推進委員協議会に連絡するものとし、公安委員会に対する意見の申出については、意見を付して警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長に）報告するものとする。

(3) 方面本部長は、前事項による意見の申出を受理した場合は、処理経過を明らかにして警察本部長に報告するものとする。

(4) 公安委員会における検討結果の回答は、必要により警察署長を経由して行うものとする。

7 公安委員会による報告又は資料の提出要求

(1) 公安委員会が、国家公安委員会規則第14条の規定により行う推進委員協議会への報告又は資料の提出要求は、推進委員協議会の適正な運営を確保するために必要があると認める場合において、急を要する場合を除き、報告又は資料の提出要求書（別記第18号様式）により行うものとする。

(2) 公安委員会が行う推進委員協議会への報告又は資料の提出要求は、必要により警察署長を経由して行うものとする。この場合において、警察署長は、その結果を警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長に）報告するものとする。

8 公安委員会による勧告

(1) 公安委員会が、国家公安委員会規則第15条の規定により行う推進委員協議会への勧告は、推進委員協議会の運営に関して必要と認める場合において、当該協議会に対して、改善すべき事項等を記載した勧告書（別記第19号様式）により行うものとする。

(2) 公安委員会が行う勧告は、必要により警察署長を経由して行うものとする。この場合において、警察署長は、その結果を警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長に）報告するものとする。

9 推進委員協議会に対する指導等

警察署長は、推進委員協議会の運営が適正かつ効果的に行われるよう、推進委員協議会に対して随時必要な指導及び助言を行うものとする。

第4 委嘱時講習受託者との連携等

主管課長は、公安委員会が、国家公安委員会規則第8条の規定により、委嘱時講習を一般法人等に委託した場合は、当該受託者と講習事務に関して緊密な連絡調整を図るものとする。

第5 北海道交通安全活動推進センターとの連携等

1 研修業務における連携

(1) 研修内容の調整

主管課長は、北海道交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）が行う、法第108条の31第2項第11号に規定する研修（以下「研修」という。）が、推進委員に行う委嘱時講習の内容を補完するものとなるよう推進センターと調整を図るものとする。

(2) 研修方法等の事前協議

主管課長は、研修の実施に当たっては、あらかじめ研修事項、方法、内容及び対象者について、推進センターと協議して行うものとする。

(3) 推進委員協議会との連携

主管課長は、推進センターに対し、研修の運営に当たり、関係する推進委員協議会と必要な連絡を取るよう指導するものとする。

2 支援業務における連携

主管課長は、推進センターが行う、法第108条の31第2項第12号に規定する支援業務に関して、推進センターと緊密な連携を図るものとする。

第6 報告及び事務の決裁

1 特異事案等の報告

警察署長は、次に掲げる事項を認知した場合は、直ちに警察本部長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部長を経由して警察本部長に）報告するものとする。

ア 活動に際しての受傷事故

イ 活動に際しての紛議事案

ウ 賞揚すべき事案

エ 特異で社会的反響のある事案

オ その他必要と認める事案

2 効果的な活動事例等の報告

推進委員の効果的な活動事例及び結果については、適宜、警察本部交通企画課長に（札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方面本部の交通課長を経由して警察本部交通企画課長に）報告するものとする。

3 事務の決裁

警察署における推進委員及び推進委員協議会の事務にあっては、重要又は異例若しくは警察署長の決裁が必要と認められる場合を除き、次に掲げる事務は、警察署の主管する課の課長（課制が設けられていない警察署にあっては、副署長）が専決するも

のとする。

- ア 第2の4の(4)の推進委員名簿の記載事項の変更に関する事。
- イ 第2の9の推進委員証等の返納に関する事。
- ウ 第2の13の地域交通安全活動推進委員活動記録簿に関する事。
- エ 第2の14の推進委員に対する講習に関する事。
- オ 第2の15の推進委員に対する指導に関する事。
- カ 第3の5の推進委員協議会の事務及び開催結果の記録に関する事。

※別記様式等は省略